法学的視点を醸成させる授業案とは

―公民科で想定される法教育・主権者教育―

菊地 洋*, 七木田 俊·藤村 和弘·木村 義輝** *岩手大学教育学部, **岩手大学教育学部附属中学校 (平成30年3月2日受理)

はじめに―法教育が目指す教育内容とは

「法教育」とは、「『法律専門家』ではない人々を対象に、法とは何か、法がどのように作られるか、法がどのように用いられるのかについて、その知識の習得に止まらず、それらの基礎にある原理や価値、例えば、自由、責任、人権、権威、権力、平等、公正、正義などを教えるとともに、その知識等を応用し適用して使いこなす具体的な技能と、さらにそれを踏まえて主体的に行動しようとする意欲と態度について併せ学習し使いこなす具体的な技能と、さらにそれを踏まえて主体的に行動しようとする意欲と態度について学習し身につけてもらう教育」とされる。

現在の学習指導要領では、義務教育の過程で「法」 に関する教育を取り入れるべきことが随所で示さ れており、法教育に関連する学習項目の導入が図 られている。中学校社会の公民分野では、「人間は 本来社会的存在であることに着目させ、社会生活 における物事の決定の仕方、きまりの意義につい て考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の 基礎として,対立と合意,効率と公正などついて 理解させる。その際, この際, 個人の尊厳と両性 の本質的平等, 契約の重要性やそれを守ることの 意義及び個人の責任などの気付かせる」と記述さ れている。また、学習指導要領の解説によると、 対立と合意, 効率と公正の概念は, 現代社会をと らえる概念的な枠組みであると位置づけられてい る。「対立と合意」については、集団において「対 立」が生じた場合, 多様な考え方を持つ人が社会 集団の中でともに成り立ちうるように、また、互 いの利益が得られるよう, 何からの決定を行い,

「合意」に至る努力がなされていることについて 理解することを意図している。また、「効率と公正」 については、合意の妥当性について判断する際に 用いるべきものであり、「効率」については、「合 意」された内容は無駄を省く最善のものになって いるかを検討することを意味し、「公正」について は、様々な意味の公正さ(手続きの公正さ、機会 の公正さ、結果の公正さ等)があることを理解さ せた上で、「合意」の手続の公正さや内容の公正さ について検討することを意図している。

法学研究者(菊地)の視点から俯瞰すると、現 行の学習指導要領で記載されるような「市民社会 で生きていくために必要な原理や価値を教える」 ということは、法教育の「知識面」としては当然 な内容といえるだろう。しかし, 実際に法的な思 考を具体的な行動に移すための能力, 具体的には, 実際に生じたトラブルや問題をどのように解決す るのかといった「能力面」を醸成させるかについ ては, 現行の学習指導要領及び解説を読む限りで は必ずしも明確ではない。特に、誰もが遭遇する ことになる市民社会におけるトラブルの解決にあ たっては, 法律がすべての事案に当てはまるとい うものではなく、状況に応じて人によって判断そ のものが異なってくることもあるため、当事者同 士でどのように納得するのかが重要になる。その ような能力は「法的リテラシー」とも呼ばれるが、 現行の学習指導要領のもとでは各教科を通じて行 われる「言語活動」の充実(例:討論・討議など により意見の異なる人を説得したり, 協同的に議 論して集団としての意見をまとめたりする(道徳, 特別活動等)) によって形成されるものであるかも

しれない(この点については,平成29年3月に公示された学習指導要領でいうところの「思考力,判断力,表現力等」が該当するといえるだろう)。この点に関して,いくつかの教育実践報告はあるものの,社会科,特に公民分野を受講することで能力の習得に影響があるのか,検討された研究も少なく,必ずしも明確とはされていない。

本プロジェクトの内容―法教育実践授業案の作成

先述のように、中学校という発達段階において、 市民社会において必要となる「法的リテラシー」 がどのように習得されるのかについて検証をして みることが本プロジェクトの目的でもある。本年 度では、公民を受講する中学3年と未受講の中学 2年とで、「法的リテラシー」にどのような違いが あるのか、違いがあるとすれば、それは公民分野 の受講とどのような関係があるのかを検討するこ とを目的とし、中学生が日常生活で起こると思わ れるトラブルを提示し、それに対して生徒たちは どのような解決方法を模索するのかを検討するた めの授業案作成を試みた。

授業案作成にあたり2つの事例を参考にした。 1 例目は、岩手弁護士会法教育委員会が実施する 現職教員と弁護士とが協働した授業実践のひとつ, 工藤久尚氏(現,平泉中学校副校長)が作成した 「割ったガラスの費用をどのように分担するのか」 である。この授業案では,「中学校の昼休み,廊下 で3人(A,B,C)がふざけあっているうちに、2人 (B,C) で1人(A) の生徒を追いかけることにな り, 追いかけた 2 人の 1 人(B) が追いかけてい た生徒(A)を押すかたちとなり、押された生徒 がガラス戸を壊してしまう。修理代として2万円 かかった。その費用を3人でどのように分担する のか」という課題設定で、グループ活動のなかで 登場する3人それぞれの立場を考え,発生した損 害に対する責任割合について諸事情を考慮しなが ら検討するというものである。なお、このグルー プでの話し合いには、弁護士が傍に張り付き、話

し合いの助言などを行う。この授業案の終結は、 基本的にはグループ活動を通じて考えの交流ができたのかといったオープンエンドであるが、弁護士が参加されている場合には、ガラスが割れるに至る相当因果関係と結果に関する責任割合をどのように考えるか弁護士からコメントがある。この授業の企画趣旨としては、立場によって考慮すべき内容は様々であることや、費用負担を考えるためどのような割合にさせることが合理的なのかなどを検討することで、既習事項である「対立と合意」「効率と公正」の単元の振り返りをさせること、また普段の生活では接することのない弁護士の知見にふれることも目的としている。

2例目は今年1月13日に実施された筑波小中高 大連携社会科授業研究会における実践授業である。 この授業案では、「生徒たちに人気がある携帯用ゲ ーム機を学校に持ち込んだ生徒 A に対して生徒 B が嫉妬。生徒B自らで遊んだ後に職員室へ差し出 そうと、生徒 A のロッカーから無断でゲームを取 り出し、ポケットにしまい廊下に出たところ、部 活中でけが人が生じたことを知らせるために廊下 を左方向から走ってきた生徒 C と衝突し、生徒 B はゲーム機を落とし、破損させてしまった。修理 はできず、新品購入は3万円かかる。この費用を どのように分担するのかよいのか」という内容で、 費用分担をみんなで議論するものである。この授 業案の目的には, 法的思考力を用いて, 紛争状態 を解決させるための望ましい紛争解決のあり方を 模索させるものといえる。

この2つの実践例をもとに、附属中で実施するにあたり、生徒にどのような思考や着想をもとめるのかについて、法教育委員会の弁護士も交え検討を行った。その結果、二つの授業案を2年・3年2クラス毎に受講させ、学年間での反応の違いを比較するだけでなく、それぞれの授業案での反応の違いも検討することによって、公民分野を受講することによる法的な見方・考え方に差異があるか、紛争状態の解決に向けて協働的に考えを交

流させることでどのような気づきを得られ、弁護士からの知見にふれることで、法的な見方・考え方を学ぶものとすることにした。 なお、授業案に関しては、若干の修正を加えた。1例目では、場面設定を学校から大型ショッピングセンターにしたうえで、破損したものをガラス戸からショーウィンドーへ変更した。また、1例目、2例目それぞれについて、4人グループで意見を交流・全体での報告をしたのち、TV番組で行われているように当該事例について4名の弁護士の見解を伺い、附中生の興味関心に応じた法的なものの見方・考え方の奥深さを実感させることにも配慮した。

--- 法教育実践授業 (第一日目) ---

実施日 2018年1月30日

対象クラス:2時限目・・・2年A・B組

3 時限目 · · · 3 年 C · D 組

提示内容: A,B,C がショッピングモールで遊んでいるうちに, C を A と B で追いかけるようになる。追いかけていた A が C の背中を押したことにより C がショーウィンドーを破損。

学習課題:2万円の費用負担をどのようにするか。

展開 上記の課題を伝えたあと、課題に対する自分の考えをまとめる。4 人グループとして考えをまとめるが、生徒から検討する際にさらに必要と思われる情報を挙げてもらい、いくつかの情報(目撃者の証言、A,B,C の関係性など)を提示。グループでまとめた意見を発表しあった後、4~5名の弁護士の考えを伺い、一つの事例であっても考慮する情報などにより、結論が異なることを理解させる。



(授業風景:2年A・B組の合同授業①)



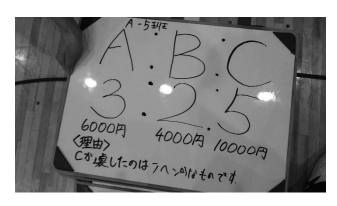
(授業風景:2年A・B組の合同授業②)



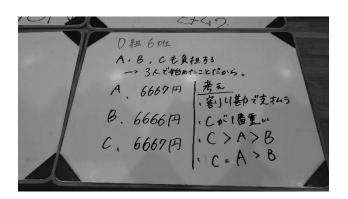
(授業風景:3年C・D組の合同授業①)



(授業風景:3年C·D組の合同授業②)



(2年A・B組での回答例)



(3年 C·D 組での回答例)

【生徒の反応】

各組で4人班を10グループ,学年としては20 グループを集約した結果については、紙面の関係 ですべての回答を分析・掲載することはできない が、特徴的なものとして以下のものが挙げられた。

1: C を押した A の過失割合が高いと考え、

A の費用負担を一番多くする班 (5割~全額負担を含む)

2年生 11 グループ

→1万円以上とするのは8グループ

理由1:まわりの状況を考えずに C を押した

行為は罪深い(A 全額負担)

理由2:Aは、追いかけた行為+押した行為

(Aは5割)

3年生 6グループ

 \rightarrow 1 万円以上とするのは5グループ (C 組のみ)

理由3:ショーウィンドーの破損にBはかかわっていないのでBは負担0。AとCでは,Aが押さなければ壊れなかったので,A>C。

理由4:A が事故を起こすきっかけとなったので一番多く負担する必要がある。

2:3人の過失割合をほぼ同等と考える班 (費用負担で若干の差はある)

2年生 4グループ

3年生 9グループ (D組で8グループ)

理由 5:ショーウィンドーの破損に 3人が関わっているということなので、費用も 3人で割るべき。

3:Cの過失割合を高く考える班

2年生 1グループ

3年生 3グループ

理由 6: 遊びよりも安全を重視すると、C はショーウィンドーではない場所へ逃げるべきであった。C は 4 割、A と B は 3 割ずつ支払う。

【弁護士の解説】



(弁護士による解説の様子)

事前の打ち合わせで、弁護士の見解が同じにな らないように、それぞれ違いが生じるようにお願 いしていた。

弁護士①:ショッピングモールで走ることは危険 であり3人が責任を負う。ショーウィンドーを 壊したという結果に対する寄与度で考えると,

Bを軽くなり,AとCが7500円,Bが5000円。

弁護士②: 考え方は弁護士①と同じだが, 過失の 大きさ(客観的注意義務違反)で考えるべき。 この場合, Aが Cを押したタイミングが問題。 Aが 10000 円, Bと Cで 5000 円。

弁護士③:3人が同等に責任を負うべきだが、この事例では、ショーウィンドーに近いところにいたCに若干多く負担してもらうのが公平ではないか?

弁護士④:差をつける理由はない。そもそも、追いかけっこは、追いかける側、追いかけられる側がいて成り立つものであり、そのどちらかが責任が重いというものではない。

このような弁護士の見解に対して、A と C が B をショーウィンドーの方向へ追い込んだ場合はどのように考えるのかなどの質問がなされた。

--- 法教育実践授業 (第二日目) ---

実施日 2018年1月31日

対象クラス:2時限目・・・2年 C・D組

3 時限目 · · · 3 年 A · B 組

提示内容:徒たちに人気がある携帯用ゲーム機を 学校に持ち込んだ生徒Aに対して生徒Bが嫉妬。 生徒B自らで遊んだ後に職員室へ差し出そうと, 生徒Aのロッカーから無断でゲームを取り出し, ポケットにしまい廊下に出たところ,部活中で けが人が生じたことを知らせるために廊下を左 方向から走ってきた生徒Cと衝突し,生徒Bは ゲーム機を落とし,破損させてしまった。修理 はできず,新品購入は3万円かかる。

学習課題「誰がどれくらい負担したらよいのか」 展開 上記の課題を伝えたあと、課題に対する自 分の考えをまとめる。次に4人グループとして 考えをまとめる。今回は、複雑な事案であるこ とから、折り合いがつかない場合、2~3つの 列挙でも構わない)。グループでまとめた意見を 発表しあった後、4~5名の弁護士の考えを伺 い、一つの事例であっても考慮する情報などに より、結論が異なることを理解させる。

※本件では、行為と結果の因果関係(A のゲーム機を持ち込んだ行為、B の盗んだ行為そして C が廊下を走った行為とゲーム機が壊れたこと)をどのように考えるのか。又、過失責任(予見可能性と結果回避可能性)を生徒たちはどのように考え、費用負担へと結びつけるのかが大きな関心事でもあった。



(授業風景:2年C・D組の合同授業①)



(授業風景:2年C・D組の合同授業②)



(授業風景:3年A・B組の合同授業①)



(授業風景:3年A・B組の合同授業②)

【生徒の反応】

(第一日目と同様に特筆すべき点のみ記載)

- ※本件では、ひとつにまとめるのは難しく、1 枚 のボードにいくつも記載するグループが目立つ。
- 1:Aの過失割合が高いと考えた班

2年生 5グループ

→ A が全額負担するとしたのは3グループ 理由7:A は校則違反をしてゲーム機を持ち込 んだ。自業自得。

3年生 5グループ

→ Aが全額負担をするとしたのは0。

2:Bの過失割合が高いと考えた班

2年生 10グループ

理由8:破損・窃盗と校則違反は違う。今回の ケースに校則違反は関係ない。

3年生 12グループ

理由9:AとCは校則違反。Bは窃盗罪。

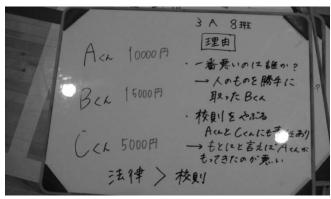
3:Cの負担を考えた班

2年生 13グループ

理由10:A,B,C の誰が悪いというわけではないので平等に負担

3年生 10グループ

理由10:ゲーム機が壊れた直接の原因はCの接触。そのため、Cは20000円,A,Bは50000円。



(3年A・B組での回答例)

【弁護士の見解】



(弁護士による解説の様子)

弁護士⑤: ゲーム機が壊れたのはBとCとの衝突。 A は負担を負わず,この2人が対等に責任を負うべき。

弁護士⑥:ここで問われるのは、校則違反ではなく、ゲーム機の負担。Cには、急いでいても、保健室に行くまでに注意義務があった。Bにも、他人のものを落ちだしたことで、自分のものとは違い、善管注意義務がある。Aにも、持ち込んだことで損害を大きくさせた。責任割合は、A1:B4:C5。

弁護士⑦: C には、一般的に周高価なゲーム機を 所持しているという予想はできない。B が全額 を負担するのが妥当。

弁護士®: A は校則違反してゲーム機をもってき やことそのものが危険な行為とはいえない。 B のように、ゲーム機そのものを持つことも危険 な行為とも言えない。廊下を走ったことは緊急 制があったにせよ、危険性高く。 C が全額負担 すべき。

【2つの授業の比較・検討】

結論から言えば、2年と3年で結果(費用分担の考え方など)に明確な違いを見出すことはできなかった。しかし、2年生は感情と事実を混同して結論を出したグループが多かったのに対し、3年生はそのあたりを区別して、あくまで事実から結論を出そうとしていたグループが多いように思われる。

一方で、事実から考える=法的な見方・考え 方が醸成されている、と結論づけてよいか否か は、今回の実践授業だけから判別するのは難し いといえる。来年度以降も継続して行う実践授 業のなかで検討を試みたい。

(文責 菊地 洋)

参考文献

江口勇治・大倉泰裕編 『中学校の法教育を創る一法・ルール・きまりを学ぶ』東洋館出版社 (2008)

全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性— 学校教育における理論と実践』現代人文社 (2001年)